

## マイナンバー（個人番号）制度の開始に伴い、市営住宅の届出が変わります。

平成28年1月からマイナンバー（個人番号）（以下「マイナンバー」という。）の利用が始まりました。

マイナンバーを利用することで、一部手続きの際に必要な証明書等の添付が省略できます。利用には、マイナンバーの確認と本人確認が必要となりますので、お越しいただく際には、「個人番号カード」または「通知カード」と「本人確認書類」をお持ちください。なお、窓口に来られる方によって必要となる書類が変わりますので、下記をご確認ください。

窓口に来られる方	マイナンバーの確認	本人確認	その他必要なもの
申請者 (名義人)	申請者及び手続き対象者の ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し のいずれか1つ（コピー可）	申請者の本人確認書類	—
代理人 (手続き対象者を含む)	申請者及び手続き対象者の ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し のいずれか1つ（コピー可）	代理人の本人確認書類	・申請者の委任状 ・法定代理人の場合は戸籍謄本等
郵送の場合	申請者及び手続き対象者の ・個人番号カードのコピー ・通知カードのコピー ・個人番号が記載された住民票の写し のいずれか1つ	申請者の本人確認書類の写し	—

本人確認書類とは、下記のいずれかです。

◆ 1点確認でよいもの

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、パスポート、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳（顔写真付き）、在留カード、特別永住者証明書 等

◆ 2点確認でよいもの

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、恩給等の証書、母子健康手帳、学生証 等

※市外からの申込みの場合や個々の状況により、書類の追加提出が必要な場合もあります。

※マイナンバーを利用せずに、従来どおり必要書類を提出いただくこともできます。

○市営住宅の手続きでマイナンバーを利用できるもの  
市営住宅の管理事務に係る下記情報の確認のみに利用します。

事務の種類	取得できる情報					省略できる書類			
	住民票	所得情報	納税情報	生活保護情報	障害者情報	住民票	所得課税証明書	生活保護受給証明書	障害者手帳
家賃の決定	○	○	○		○	○	○		○
収入超過者の家賃の決定	○	○	○		○	○	○		○
高額所得者の家賃の決定	○				○	○			○
家賃、敷金の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家賃、敷金の徴収の猶予	○	○	○	○	○	○	○	○	○
入居決定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
同居承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承継承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○
明渡請求の決定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高額所得者の明渡期限の延長	○			○	○	○		○	○
住宅のあっせん	○	○	○		○	○	○		○
入居者の収入の状況	○				○	○			○
高額所得者から金銭を徴収する事務	○			○	○	○		○	○

